第十九条第八号ロ	当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
第十九条第八号ハ	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約
第十九条第八号ニ	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項
	当該種別の資金移動業に係る信託財産	信託財産
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
	当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項
	を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した
第十九条第八号ホ	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約
	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約
第十九条第八号ヘ	履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業	特例対象資金移動業
	当該種別の資金移動業に係る信託財産	信託財産